

1. 内外政

▼安倍総理とポロシェンコ大統領の会談

・28日、NYにおいて安倍総理とポロシェンコ大統領が会談。ポロシェンコ大統領は、日本の大規模な支援につき謝意を、また、日本の資本がウクライナ経済に参入することに関心を表明。両者は、福島第一原子力発電所の事故処理におけるウクライナ・日本の協力発展を高く評価し、また、ドンバス地方の情勢展開を議論。安倍総理は、平和的情勢解決に向けたポロシェンコ大統領の尽力を然るべく評価し、同文脈において、ミンスク諸合意に代わるものはない旨、また、日本はドンバス地方において偽選挙がたとえ行われようとも、その結果を認めない旨発言。両者は、日本が2016年1月1日からG7の議長国を務めるとの文脈で、ウクライナ及びG7の協力に関し協議。ポロシェンコ大統領は、しかるべき時期に訪日したいとの希望を表明。

▼大統領動向

・16日、ポロシェンコ大統領は、「DPR」・「LPR」と呼ばれるものの「首長」による、ロシアとの調整の上で「採択」された、違法な偽選挙を10月18日及び11月1日に「実施」するとの「決定」は、ミンスク諸合意を重大な危機に追いやる旨発言。
・22日、ポロシェンコ大統領は、当地訪問中のストルテンベルグNATO事務総長とともに国家安全保障・国防会議(RNBO)会合へ出席。
・27日、ポロシェンコ大統領は、NYに於いて、キャメロン英首相及びメルケル独首相と会談。
・28日、ポロシェンコ大統領は、ドゥダ・ポーランド大統領と会談。
・29日、ポロシェンコ大統領は、オバマ米国大統領と会談。
・29日、ポロシェンコ大統領及びクリムキン外相は、豪、蘭、ベルギー及びマレーシア各外相と会談し、マレーシア航空機撃墜における罪人を罰するために今後も調整をし共同作業を行うことで同意。
・29日、ポロシェンコ大統領は、国連総会において一般討論演説を実施。
・30日、ポロシェンコ大統領は、バイデン米国副大統領と会談。

▼政府・最高会議動向

・1日、急進党広報室は、同党会派が与党連合から離脱する旨発表し、2日、最高会議において公式に離脱を表明。
・2日、国家安全保障・国防会議(RNBO)は、同日の会合において、新たな軍事ドクトリン案を採択。
・8日、オランダ訪問中のクリムキン外相がICCに対し、ウクライナ領における人道への罪及び戦争犯罪に関し、ICCの管轄権を認可する書簡を提出。

・17日、最高会議本会議において、ヴォンチェウスキー副首相の解任決議案を採択。

・17～19日、クリムキン外相は、韓国を訪問。

▼憲法改正

・4日、憲法委員会は、司法改革に関する憲法改正法案を採択。

▼ドンバス情勢

・9月1日からの新たな停戦体制により、停戦違反件数及び死傷者数が激減。同時に、国内避難民の帰還に伴い、地雷による被害者数が増加。

▼三者コンタクト・グループ及びノルマンディ・フォーマット動向

・9日、ポロシェンコ大統領は、独・仏・露首脳との電話会談を実施。ウクライナ、独及び仏の首脳は、ドネツク・ルハンスク両州一部地域における偽選挙の実施はミンスク諸合意への違反であり、今後の政治的情勢解決プロセス全体を危機に追いやる旨同意。

・12日、ベルリンにおいて、ウクライナ・独・仏・露の外相会談が開催。クリムキン外相は、同会談後、10月2日に予定される首脳会合の前に、再度外相会談が開かれる可能性も排除されない旨発言。

・22日、ミンスクにおいて、三者コンタクト・グループ会合及び同各作業部会会合が開催。

・28、29日、ミンスクにおいて、三者コンタクト・グループ会合及び同各作業部会会合が開催。三者コンタクト・グループのウクライナ・OSCE・ロシア各代表は、衝突ラインから100ミリ口径未満の兵器を撤収させる合意に署名。同日、サイディックOSCE特別代表は、以下のとおり発言：(1)ザハルチェンコとプロトニツキーは、同合意に後日署名を行う。(2)同(合意)文書は、撤収を2段階で行うことを規定している。始めに、戦車及び砲火器、その後迫撃砲である。第一段階は、完全な停戦が生じた2日後に開始され、15日間で完了する。第二段階は、24日間かかる。(3)OSCEは、監視と検証によりコントロールを行っていく。(4)兵器の撤収は、衝突ラインからそれぞれ15キロメートルずつ行うことが規定されている。まず、戦車と砲火器、その後120ミリ口径以下の迫撃砲である。

▼制裁に関する動き

・15日、EU官報に、ウクライナの領土の一体性、主権及び独立を損なう又は脅かす行動に対する制限的処置に関する修正理事会規則が掲載(6か月の制裁延長)。

・16日、ウクライナ大統領府広報室は、「国家安全保障・国防会議(RNBO)による『個人特別経済及びその他制限措置(制裁)の執行に関する』2015年9月2日付決定」に関する大統領令(制裁執行に関する大統領令)を公表。

▼クリミア情勢

- ・17日、OSCE／ODIHR及びOSCE少数民族高等弁務官(HCNM)がクリミアにおける人権報告書を発出し、同地の人権状況の悪化を指摘。
- ・20日正午、ヘルソン州からクリミア自治共和国へ繋がる車道全3本において、クリミア領域内及びロシア国内において不法に拘束されている人物の解放等を求め、クリミア・タタール人主導の商品流通封鎖運動が開始。

2. 経済

▼マクロ経済

- ・22日、国家統計局は、2015年第2四半期のGDP成長率を－14.6%に上方修正(以前は－14.7%と予測)。
- ・30日、中央銀行は、政策金利を27%から22%まで引き下げ。
- ・30日、中央銀行は、2015年のGDP成長率予測を－11.5%まで下方修正(本年6月時点では－9.5%と予測)。
- ・30日、中央銀行は、第3四半期のGDP成長率を前期比で＋1.0%と発表。

▼対外債務

- ・17日、最高会議は、債務リストラ関連法案を、全ての法案で賛成300票以上(必要得票数は226票)で採択。
- ・23日、ウクライナ政府は債務リストラを開始。閣僚会議は、債権者のアド・ホック委員会との合意に含まれるツールにより、一部の対外国家債務に関し、支払いの一時停止を発表。

▼IMF

- ・6日、ポロシェンコ大統領は、ラガルドIMF専務理事との会談において、10月にウクライナへの第3トランシュ(約17億ドル)の実施が決定することを期待することで一致したと発言。
- ・22日、IMFのミッションがウクライナに到着。同日、ヤレスコ財務大臣は、IMFの第3トランシュを早期に受領したい旨発言。

▼原子力関連

- ・16日、最高会議は、フメリニツキー原子力発電所第3号機及び4号機の建設に関するロシアとの協力協定を破棄する旨の法律(第2471a号)を採択。

▼天然ガス関連

- ・26日、エネルギー・石炭産業省の発表によれば、25日にブラッセルで開催された天然ガスに係る欧州委員会、露及びウクライナの3者協議の結果、次の冬期(2015年10月1日から2016年3月末まで)のウクライナへのガス供給が合意された。欧州委員会は、欧州及び国際金融機関を通じて、冬期におけるウクライナによるガス購入に必要な金融支援を行うための努力を継続することを表明。この一部として、少なくとも5億米ドルがウクライナ政府によって今年末までに使用可能となる。

▼WTO関連

- ・30日、国際貿易に関する省庁間委員会による輸入自動車に対するセーフガード措置を撤廃する決定が発効。同決定は9月10日に為されたもの。

3. 防衛

▼国際演習「ウクライナ2015」

- ・21日、ウクライナ大統領府広報室は、ポロシェンコ大統領がストルテンベルグNATO事務総長とリヴィウ州にて会談を行い、「平和のためのパートナーシップ(PfP)」の枠組みにおいて実施される、非常事態対応に関する国際演習「ウクライナ2015」の開会式に出席。本演習には、34カ国から1,100名のレスキュー隊員等が参加。

▼ポルトラク国防相の米国訪問

- ・25日、国防省は訪米中のポルトラク国防相が、カーター米国防長官と会談したと発表。同国防相は、ウクライナ軍がウクライナ東部における戦闘で得た経験について述べるとともに、米国による医療支援等に謝意を表明。また、同国防相は、ウォルター・リード陸軍医療センターを訪問し、同センターで治療を受けているウクライナ軍人を見舞った。

(了)